

# 木更津市公共施設等個別施設計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 第1 目的

この要領は、木更津市公共施設等個別施設計画策定業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 業務の概要

- (1) 業 務 名 木更津市公共施設等個別施設計画策定業務委託
- (2) 業 務 の 内 容 別添「木更津市公共施設等個別施設計画策定業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 委託契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 当 該 予 算 額 33,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
※この金額は、予定価格を示すものではない。

## 第3 契約の方法

随意契約とする。

なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、本市関係者で構成する木更津市公共施設等個別施設計画策定業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）で審査し、随意契約の相手候補（以下「受託候補者」という。）を決定する。

## 第4 委託業務の目的及び公募型プロポーザル方式の理由

本市の保有する公共施設等は、都市化や人口増加を背景にし、昭和時代にその多くを集中的に整備してきた。

しかしながら、今後、これら全ての公共施設等を維持していくためには、改修工事等に多額の費用負担が発生してしまうこととなり、加えて、少子高齢化等により厳しい行財政運営が想定されるため、今後の公共施設等のあり方については、早期に対応すべき課題となっている。

本市においては、平成28年5月に公共施設等の現状や問題点を整理・分析し、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくための方針を示した「木更津市公共施設等総合管理計画」を策定し、平成29年2月には主に建築物を対象とした具体的な個別施設毎の統廃合や複合化、あるいは民間活用などを示した「木更津市公共施設再配置計画」を策定したところである。

そのような状況のなか、各施設に係る中長期にわたる整備の内容や時期、費用等をより具体的に示し、限られた財源の中で施設の長寿命化等を進め、より一層の維持管理・更新コストの縮減・平準化を図ることを目的として、今般、公共施設等に係る個別施設計画を策定しようとするものである。

なお、本事業については、将来世代に負担を残さないよう健全な行財政運営を実現すべく重要な計画策定であり、独自の専門性ととも、質の高さが求められることから、価格競争のみで選定するのではなく、公募により複数の者から企画提案を行ってもらい、創造性、技術力等を審査した上で事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施するものである。

## 第5 参加資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）の提出期限日において、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 過去に公共施設マネジメント計画などの策定業務の実績があること

- (5) 上記(2)から(4)に該当する者で、入札参加資格と同等の要件を有していると認められる者

## 第6 実施スケジュール

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) プロポーザル実施要領の配布 | 令和5年 6月26日(月)                                      |
| (2) 質問の受付期間       | 令和5年 6月26日(月) 午前9時00分から<br>令和5年 6月30日(金) 午後5時00分まで |
| (3) 質問に対する回答      | 令和5年 7月 4日(火)                                      |
| (4) 参加意向申出書の提出期限  | 令和5年 7月 5日(水) 午後5時00分まで                            |
| (5) 提案資格確認結果通知    | 令和5年 7月11日(火)                                      |
| (6) 提案書類の提出期限     | 令和5年 7月24日(月) 午後5時00分まで                            |
| (7) プレゼンテーション及び審査 | 令和5年 7月26日(水)                                      |
| (8) 審査結果通知        | 令和5年 7月下旬頃   |
| (9) 契約及び委託開始      | 令和5年 8月下旬頃   |

※各日程は事務の都合により変更する場合がありますので留意すること。

## 第7 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

- (1) 交付資料
- ・木更津市公共施設等個別施設計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
  - ・木更津市公共施設等個別施設計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式
  - ・木更津市公共施設等個別施設計画策定業務委託仕様書

- (2) 交付方法

木更津市公式ホームページからダウンロードする。

## 第8 参加意向申出

- (1) 応募書類

- ①プロポーザル参加意向申出書(別記第1号様式)
- ②本要領第5(4)に定める内容が確認できる業務実績(任意様式)

(2) 提出期限

令和5年7月5日（水）午後5時00分まで

(3) 応募方法

担当部局へ持参もしくは郵送による。

※郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

(4) 作成及び提出上の留意事項

応募書類については、紙媒体で1部（正本1部）提出すること。

## 第9 質問・回答

(1) 質問の提出期限

令和5年6月30日（金）午後5時00分まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

令和5年7月4日（火）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

## 第10 提案資格確認結果の通知

提出された参加意向申出書の内容について、「第5 参加資格」により提案資格を満たしているか確認し、令和5年7月11日（火）に参加意向申出書提出者全員に対して、その結果をメールにより連絡するとともに、提案資格確認結果通知書を発送する。

なお、参加が認められなかった者に対しては、その理由を記載して通知する。

## 第11 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査会を設置し、審査会委員が提出された提案書類及びプレゼンテーションの内容について、下記「(2)評価基準」及び「(3)評価項目の採点基準」に基づき、採点を行う。

その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、審査会委員の協議により受託候補者とするか決定する。

なお、提案者がいない場合は、審査を取りやめるものとする。

<p>ア 合計得点が、以下の式を満たしている者</p> <p>合計得点<math>\geq</math>評価項目の合計点（100点）<math>\times</math> 審査会委員の人数<math>\times</math> 0.6</p> <p>イ 合計得点が最も高い者</p> <p>例) 審査会委員6名の場合</p> <p>360点未満となった提案者は、受託候補者として選定されない。</p>
--

(2) 評価基準

【評価基準】		
評価項目	内容及び評価方法	配点
業務実施体制	本市との打合せや本市からの問合せに的確かつ迅速に対応でき、経験豊かな担当者による業務実施体制が取られているなど、確実に業務を遂行できる体制が取られているか	10
業務実績	過去において、十分な業務実績を有しているか	10
スケジュールについて	仕様書の内容に基づき、適切なスケジュールが計画されているか	10
目的等の理解度	本業務の背景や目的、関係法令等、必要な知識を有しているか	15
計画の管理	計画の策定に向け、適切な進行管理体制となっているか	10
基礎調査等	本市の現状等を的確に把握しているか	10

企画力	今後の公共施設等のあり方や方向性について、適切かつ有益な提案がなされているか	15
その他	本業務に対する意欲、熱意が見られるか	10
価格点	価格点（提案者の最も低い価格 ÷ 当該提案者の価格）× 10	10

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計する。

（切捨て後が8点である場合 ⇒ 8点 × 審査会委員数）

### (3) 評価項目の採点基準

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点 × 1.0
B	優れている	各項目の配点 × 0.8
C	普通	各項目の配点 × 0.6
D	やや劣る	各項目の配点 × 0.4
E	劣る	各項目の配点 × 0

## 第12 提案方法

提案者は、以下のとおり選考に必要な提案書類を担当部局に提出すること。

なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

### (1) 提案書類

後述のとおり。

### (2) 提出方法

担当部局へ持参する。

### (3) 提出期限

令和5年7月24日（月）午後5時00分まで

プレゼンテーションに必要なデータもあわせて提出する。

なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもの

ので構わない。

また、プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とし、作成したデータをCD-Rで担当部局へ提出する。

#### (4) 作成上の注意

提案書類は下記No. 1～No. 7の順にファイルで綴じ、1部ずつ右側にインデックス（No. 1～No. 7）を付して、正本1部と副本10部を提出する。

また、No. 1～No. 7の提案書類及び提出データ（プレゼンテーションにて使用するもの）については、審査の公平性・公正性を確保するため、会社名及び個人名は匿名とし、加えて、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用しない。

なお、No. 8の提案書類については、正本1部分のみを提出するものとし、正本ファイルの先頭に綴る。

#### (5) プレゼンテーションの順番

提案書類提出時にくじをひき、番号の大きい提案者から当日プレゼンテーションを開始する。

※提案者を参集してくじをひくものではなく、提案書類提出時に合わせてくじをひく。

#### ○提案書類

提出書類	留意事項
No. 1 企画提案書（任意様式）	「第 11 評価方法及び評価基準（2）評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載する。
No. 2 業務工程表（任意様式）	業務スケジュールを記載する。
No. 3 業務実績調書（別記第 2 号様式）	公共施設マネジメント計画作成などの過去の実績を最大 5 件まで記載する。
No. 4 業務実施体制調書（別記第 3 号様式）	本業務に係る人員について、担当する業務内容を記載する。

No.5 配置予定者の経歴調書 (別記第4号様式)	配置予定者の実績等について記載する。 なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付し、加えて、個人名を把握することができないよう黒塗り等を行う。
No.6 見積書(任意様式)	合計金額のほか、積算内訳も記載する。
No.7 会社概要	提案者名等が特定することができないよう作成する。
No.8 提案書表紙(別記第5号様式)	所在地・会社名・代表者を記入し、押印した上で鑑表紙として提出する。 なお、正本1部分のみを提出するものとし、副本10部分は提出不要。

### 第13 プレゼンテーション

プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- ①プレゼンテーションの時間は1事業者あたり15分以内とする。
- ②プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- ③プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。
- ④プレゼンテーションは、提案書類等を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ⑤プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意する。

※パソコンは、Microsoft Office Power Point 2019がインストール

- ⑥プレゼンテーションの日程は下記のとおりとし、時間等の詳細については、決定次第、電子メールにより通知する。(※着信確認メールを本市に対して行うこと。)

- ・実施日 令和5年7月26日(水)
- ・実施場所 木更津市役所 駅前庁舎8階 会議室1

### 第14 審査結果の通知

審査結果については、結果通知書を郵送する。

- (1) 通知日

令和5年7月下旬

- (2) 審査結果についての問合せ、及び審査結果に対する審査請求は、一切応じないものとする。

## 第15 審査結果の公表

審査結果については、下記のとおり公表する。

### (1) 公表事項

受託候補者名、総合計得点

### (2) 公表方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

## 第16 契約の締結

- (1) 提案書類の内容について、業務の詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時のNo. 6 見積書とは別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。  
（※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による。）
- (2) 受託候補者との協議が調わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

## 第17 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
- ①提案書類等の必要書類を期日までに提出しない場合
  - ②「第5 参加資格」を満たしていない場合
  - ③提案書類等に虚偽の記載があった場合
  - ④見積額が当該予算額を超えている場合
  - ⑤プレゼンテーション審査に欠席した場合
  - ⑥選考の公平性を害する行為があった場合
  - ⑦前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 提案書類等の作成等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

- (3) 提案書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加意向申出書及び提案書類等の記載内容の変更は、原則として認めない。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。  
また、提案資格確認結果通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (8) 受託候補者が決定するまでの間、提案者の数等は公表しないものとする。

## 第18 担当部局

木更津市役所 資産管理部財産活用課

住 所：〒292-8501

千葉県木更津市朝日3丁目10番19号

木更津市役所 朝日庁舎2階

電 話：0438（23）8162

FAX：0438（22）4736

e-mail：zaisan@city.kisarazu.lg.jp